

社会福祉法人愛生会役員等の報酬及び費用弁償支給規程

愛生会規程第 17 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人愛生会（以下「当法人」という）定款第 8 条および第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員選任・解任委員及び第三者委員及び運営推進委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

第 2 章 報酬等

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める範囲内で、理事会において決定する。

(1) 報酬については、別表第 1 に定める額

(2) 賞与については、別表第 2 に定める額

(3) 退職手当については、別表第 3 に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当については、職員給与規定第 20 条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第 4 に定める額

(2) 非常勤役員等が遠隔地から理事会、評議員会、監事監査、その他会議等に出席するため費用を要する場合には、別表第 5 に定める額を支給することができる。

(3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第 5 条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 10 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第 3 条第 3 項に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 11 月 21 日改正)

この規程は、平成 24 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 1 月 15 日改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 2 月 17 日改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項のうち、評議員選任・解任委員会に係る報酬については、平成 29 年 2 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 12 月 14 日改正)

この規程は、平成 29 年 12 月 14 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 6 月 28 日改正)

この規程は、平成 30 年 6 月 28 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 6 月 20 日改正)

この規程は、令和 4 年 6 月 20 日から施行する。

別表第1（常勤役員報酬支給額）

役職名	役員報酬限度額
理事長	月額 1,000,000 円
副理事長	月額 800,000 円
理事	月額 500,000 円

別表第2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1.0ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×1.0ヶ月分

別表第3（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×0.5

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

※上記在任期間は、常勤役員等の就任時から退任時までの期間とする。

※常勤役員等就任時に一般財団法人秋田県民間社会事業福利協会に加入している役員等については、引き続き適用することとする。

※常勤理事長、常勤副理事長及び常勤理事の期間が混在する場合は、それぞれの役位ごとに算出した額を合算して得た額とする。

別表第4（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日 額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

（2）理事

	日 額
理事会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

（3）監事

	日 額
監事監査等への出席	30,000円
理事会、評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

※1日間で監事監査及び理事会、評議員会に出席の場合は、30,000円とする。

(4) 評議員選任・解任委員、第三者委員、運営推進委員

	日 額
各委員会、会議等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

別表第5 (非常勤役員等が遠隔地から会議等へ出席する場合の旅費支給額)

非常勤役員等の居住地	車 賃
鹿角市内	—
その他	1 km につき 30円

※高速道路を使用した場合、高速使用料については実費額を支給。

※宿泊を要する場合、宿泊料については実費額を支給。